

# 自己資本の充実の状況

## 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

| 2019 年度末 | 2020 年度末 |
|----------|----------|
| 9.52     | 9.54     |

（注）当金庫は、「労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 7 号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

### 「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1）－コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5（注4）}} \times 100$$

（注 1）出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

（注 2）無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

（注 3）資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を 8% で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

（注 4）8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である 12.5 を乗じています。

#### ① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

（注）標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが 35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1 億円以下）が 75% です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

#### ② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

（注）基礎的手法…粗利益の 15%（直近 3 年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が 4% に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は 9.54% ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

| 項 目                                                         | 前期末<br>(2019 年度末) | 当期末<br>(2020 年度末) |
|-------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| <b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>                                      |                   |                   |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額                                   | 97,745            | 101,853           |
| うち、出資金および資本剰余金の額                                            | 7,483             | 8,484             |
| うち、利益剰余金の額                                                  | 90,676            | 93,813            |
| うち、外部流出予定額 (△)                                              | 414               | 444               |
| うち、上記以外に該当するものの額                                            | △ 0               | △ 0               |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                  | 12                | 13                |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                           | 12                | 13                |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                             | －                 | －                 |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                          | －                 | －                 |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  | －                 | －                 |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 315               | 236               |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)                                           | 98,073            | 102,103           |
| <b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>                                      |                   |                   |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額                    | 110               | 144               |
| うち、のれんに係るものの額                                               | －                 | －                 |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                          | 110               | 144               |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額                                    | －                 | －                 |
| 適格引当金不足額                                                    | －                 | －                 |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                      | －                 | －                 |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                          | －                 | －                 |
| 前払年金費用の額                                                    | 211               | 196               |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額                             | －                 | －                 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                                | －                 | －                 |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                         | －                 | －                 |
| 労働金庫連合会の対象普通出資等の額                                           | －                 | －                 |
| 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額                                       | －                 | －                 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                         | －                 | －                 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                       | －                 | －                 |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                          | －                 | －                 |
| 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額                                       | －                 | －                 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                         | －                 | －                 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                       | －                 | －                 |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                          | －                 | －                 |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)                                           | 321               | 341               |
| <b>自己資本</b>                                                 |                   |                   |
| 自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)                                        | 97,752            | 101,762           |
| <b>リスク・アセット等 (3)</b>                                        |                   |                   |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                            | 985,244           | 1,026,019         |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額                             | 1,754             | 1,754             |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                                        | －                 | －                 |
| うち、上記以外に該当するものの額                                            | 1,754             | 1,754             |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額                         | 40,920            | 40,461            |
| 信用リスク・アセット調整額                                               | －                 | －                 |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                                          | －                 | －                 |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)                                         | 1,026,164         | 1,066,480         |
| <b>自己資本比率</b>                                               |                   |                   |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ))                                          | 9.52              | 9.54              |

## 「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

## 「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

## 「出資金」とは

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

## 「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

## 「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

## 「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

### (1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

### (2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

### (3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

### (4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

## 「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

## 「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

## 「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の三種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

## 「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に算入することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

## 「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

## 「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

## 「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

## 「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

## 「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

## 「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

## 自己資本調達手段の概要

2020 年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。  
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 普通出資 | ①発行主体：東北労働金庫                    |
|      | ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：8,484 百万円 |

## 自己資本の充実度に関する事項

### ● 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

|                                                                       | 前期末 (2019 年度末)   |                | 当期末 (2020 年度末)   |                |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------|----------------|------------------|----------------|
|                                                                       | リスク・アセット<br>(注1) | 所要自己資本<br>(注2) | リスク・アセット<br>(注1) | 所要自己資本<br>(注2) |
| 信用リスク (A)                                                             | 985,244          | 39,409         | 1,026,019        | 41,040         |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)                                    | 983,489          | 39,339         | 1,024,264        | 40,970         |
| ソブリン向け (注4)                                                           | 2                | 0              | 2                | 0              |
| 金融機関向け                                                                | 133,872          | 5,354          | 147,008          | 5,880          |
| 事業法人等向け                                                               | 3,966            | 158            | 3,838            | 153            |
| 中小企業等・個人向け                                                            | 686,841          | 27,473         | 726,768          | 29,070         |
| 抵当権付住宅ローン                                                             | 113,547          | 4,541          | 107,282          | 4,291          |
| 不動産取得等事業向け                                                            | 214              | 8              | 76               | 3              |
| 延滞債権 (注5)                                                             | 866              | 34             | 533              | 21             |
| その他 (注6)                                                              | 44,178           | 1,767          | 38,753           | 1,550          |
| 証券化エクスポージャー<br>(うち再証券化)                                               | —                | —              | —                | —              |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)                                     | —                | —              | —                | —              |
| ルック・スルー方式 (注8)                                                        | —                | —              | —                | —              |
| マンドート方式 (注9)                                                          | —                | —              | —                | —              |
| 蓋然性方式 (250%) (注10)                                                    | —                | —              | —                | —              |
| 蓋然性方式 (400%) (注10)                                                    | —                | —              | —                | —              |
| フォールバック方式 (1250%) (注11)                                               | —                | —              | —                | —              |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                           | 1,754            | 70             | 1,754            | 70             |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係る<br>エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・<br>アセットの額に算入されなかったものの額 | —                | —              | —                | —              |
| CVAリスク相当額を 8% で除して得た額 (注12)                                           | —                | —              | —                | —              |
| 中央清算機関関連エクスポージャー (注13)                                                | —                | —              | —                | —              |
| オペレーショナル・リスク (注14) (B)                                                | 40,920           | 1,636          | 40,461           | 1,618          |
| リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) (C)                                       | 1,026,164        | 41,046         | 1,066,480        | 42,659         |

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。  
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。  
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、その他の資産、出資金、固定資産、繰延税金資産等です。
7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8～11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。  

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。  

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが 250%または 400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または 400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では 1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。  
(基礎的手法の算定方法)  

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

## 現在の自己資本の充実状況について

2020年度末の当金庫の自己資本比率は9.54%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

## 将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

## ● 地域別

(単位：百万円)

| 区分<br>地域区分 | エクスポージャー | 合 計         |             | 貸出金等取引<br>(注1) |             | 債 券         |             | 店頭<br>デリバティブ<br>取引 |             | 複数の資産を<br>裏付とする資産<br>(ファンド等) |             | その他の資産等<br>(注2) |             | 延滞<br>エクスポージャー<br>(注3) |             |
|------------|----------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|-------------|------------------------------|-------------|-----------------|-------------|------------------------|-------------|
|            |          | 2019<br>年度末 | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末    | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末 | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末        | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末                  | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末     | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末            | 2020<br>年度末 |
| 国内         |          | 2,376,500   | 2,456,169   | 1,315,339      | 1,352,334   | 330,225     | 310,079     | -                  | -           | 20,206                       | 15,320      | 710,728         | 778,433     | 595                    | 376         |
| 国外         |          | 10,324      | 10,808      | -              | -           | 10,229      | 10,711      | -                  | -           | -                            | -           | 95              | 97          | -                      | -           |
| 合計         |          | 2,386,825   | 2,466,978   | 1,315,339      | 1,352,334   | 340,455     | 320,791     | -                  | -           | 20,206                       | 15,320      | 710,824         | 778,531     | 595                    | 376         |

## ● 業種別

(単位：百万円)

| 区分<br>業種区分              | エクスポージャー | 合 計         |             | 貸出金等取引<br>(注1) |             | 債 券         |             | 店頭<br>デリバティブ<br>取引 |             | 複数の資産を<br>裏付とする資産<br>(ファンド等) |             | その他の資産等<br>(注2) |             | 延滞<br>エクスポージャー<br>(注3) |             |
|-------------------------|----------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|-------------|------------------------------|-------------|-----------------|-------------|------------------------|-------------|
|                         |          | 2019<br>年度末 | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末    | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末 | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末        | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末                  | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末     | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末            | 2020<br>年度末 |
| 製 造 業                   |          | 2,603       | 2,302       | -              | -           | 2,600       | 2,300       | -                  | -           | -                            | -           | 3               | 2           | -                      | -           |
| 農業、林業                   |          | -           | -           | -              | -           | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | -               | -           | -                      | -           |
| 漁 業                     |          | -           | -           | -              | -           | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | -               | -           | -                      | -           |
| 鉱業、採石業、<br>砂利採取業        |          | -           | -           | -              | -           | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | -               | -           | -                      | -           |
| 建 設 業                   |          | -           | -           | -              | -           | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | -               | -           | -                      | -           |
| 電気・ガス・熱<br>供給・水道業       |          | 400         | 400         | -              | -           | 400         | 400         | -                  | -           | -                            | -           | 0               | 0           | -                      | -           |
| 情報通信業                   |          | -           | 303         | -              | -           | -           | 300         | -                  | -           | -                            | -           | -               | 3           | -                      | -           |
| 運輸業、郵便業                 |          | -           | -           | -              | -           | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | -               | -           | -                      | -           |
| 卸売業、小売業、<br>宿泊業、飲食サービス業 |          | 803         | 803         | -              | -           | 800         | 800         | -                  | -           | -                            | -           | 3               | 3           | -                      | -           |
| 金融業、保険業                 |          | 680,570     | 746,906     | -              | -           | -           | 599         | -                  | -           | 4,965                        | 4,918       | 675,605         | 741,388     | -                      | -           |
| 不動産業、<br>物品賃貸業          |          | 0           | 0           | -              | -           | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | 0               | 0           | -                      | -           |
| 医療、福祉                   |          | -           | -           | -              | -           | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | -               | -           | -                      | -           |
| サービス業                   |          | 1,150       | 1,012       | 214            | 76          | 500         | 500         | -                  | -           | -                            | -           | 436             | 436         | -                      | -           |
| 国・地方<br>公共団体            |          | 336,987     | 316,658     | 140            | 116         | 336,155     | 315,891     | -                  | -           | -                            | -           | 692             | 650         | -                      | -           |
| 個 人                     |          | 1,313,669   | 1,350,974   | 1,312,572      | 1,349,895   | -           | -           | -                  | -           | -                            | -           | 1,097           | 1,079       | 595                    | 376         |
| そ の 他                   |          | 50,640      | 47,615      | 2,412          | 2,246       | -           | -           | -                  | -           | 15,241                       | 10,402      | 32,986          | 34,966      | -                      | -           |
| 合 計                     |          | 2,386,825   | 2,466,978   | 1,315,339      | 1,352,334   | 340,455     | 320,791     | -                  | -           | 20,206                       | 15,320      | 710,824         | 778,531     | 595                    | 376         |

## ● 残存期間別

(単位：百万円)

| エクスポージャー区分<br>期間区分 | 合 計         |             | 貸出金等取引<br>(注1) |             | 債 券         |             | 店頭デリバティブ<br>取引 |             | 複数の資産を<br>裏付とする資産<br>(ファンド等) |             | その他の資産等<br>(注2) |             |
|--------------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|------------------------------|-------------|-----------------|-------------|
|                    | 2019<br>年度末 | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末    | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末 | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末    | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末                  | 2020<br>年度末 | 2019<br>年度末     | 2020<br>年度末 |
| 期間の定めのないもの         | 132,657     | 132,091     | 73,179         | 75,400      | -           | -           | -              | -           | 15,241                       | 10,402      | 44,236          | 46,288      |
| 1年以下               | 582,192     | 669,335     | 89,476         | 91,424      | 20,325      | 27,431      | -              | -           | 4,965                        | 4,918       | 467,424         | 545,561     |
| 1年超<br>3年以下        | 290,089     | 291,322     | 134,719        | 135,117     | 58,711      | 72,058      | -              | -           | -                            | -           | 96,659          | 84,146      |
| 3年超<br>5年以下        | 284,680     | 276,379     | 121,230        | 122,912     | 80,946      | 61,332      | -              | -           | -                            | -           | 82,503          | 92,135      |
| 5年超<br>7年以下        | 152,770     | 135,430     | 107,304        | 108,816     | 30,965      | 16,213      | -              | -           | -                            | -           | 14,500          | 10,400      |
| 7年超<br>10年以下       | 166,857     | 174,850     | 148,710        | 152,035     | 12,646      | 22,815      | -              | -           | -                            | -           | 5,500           | -           |
| 10年超               | 777,578     | 787,567     | 640,718        | 666,627     | 136,859     | 120,940     | -              | -           | -                            | -           | -               | -           |
| 合 計                | 2,386,825   | 2,466,978   | 1,315,339      | 1,352,334   | 340,455     | 320,791     | -              | -           | 20,206                       | 15,320      | 710,824         | 778,531     |

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。  
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、出資金、その他の資産、固定資産、繰延税金資産等です。  
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

|         |        | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 |     | 期末残高 |
|---------|--------|------|-------|-------|-----|------|
|         |        |      |       | 目的使用  | その他 |      |
| 一般貸倒引当金 | 2019年度 | 12   | 12    | -     | 12  | 12   |
|         | 2020年度 | 12   | 13    | -     | 12  | 13   |
| 個別貸倒引当金 | 2019年度 | 442  | 113   | 300   | 141 | 113  |
|         | 2020年度 | 113  | 186   | -     | 113 | 186  |
| 合 計     | 2019年度 | 454  | 126   | 300   | 153 | 126  |
|         | 2020年度 | 126  | 200   | -     | 126 | 200  |

## 【一般貸倒引当金】とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

## 【個別貸倒引当金】とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

## (3) 個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

## ● 業種別

(単位：百万円)

| 業種<br>区分                    | 個別貸倒引当金    |            |            |            |            |            |            |            |            |            | 貸出金償却      |            |
|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                             | 期首残高       |            | 当期増加額      |            | 当期減少額      |            |            |            | 期末残高       |            |            |            |
|                             |            |            |            |            | 目的使用       |            | その他        |            |            |            |            |            |
|                             | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 |
| 製 造 業                       | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 農業、林業                       | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 漁 業                         | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 鉱業、採石業、<br>砂利採取業            | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 建 設 業                       | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 電気・ガス・<br>熱供給・水道業           | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 情報通信業                       | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 運輸業、郵便業                     | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 卸売業、小売<br>業、宿泊業、<br>飲食サービス業 | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 金融業、保険業                     | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 不動産業、<br>物品賃貸業              | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 医療、福祉                       | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| サービス業                       | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 国・地方<br>公共団体                | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          | —          |
| 個 人                         | 88         | 100        | 100        | 86         | —          | —          | 88         | 100        | 100        | 86         | —          | —          |
| そ の 他                       | 354        | 12         | 12         | 100        | 300        | —          | 53         | 12         | 12         | 100        | —          | —          |
| 合 計                         | 442        | 113        | 113        | 186        | 300        | —          | 141        | 113        | 113        | 186        | —          | —          |

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| リスク・ウェイト<br>区 分 | エクスポージャーの額 |           |           |          |           |           |
|-----------------|------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                 | 2019 年度末   |           |           | 2020 年度末 |           |           |
|                 | 格付有り       | 格付無し      | 合 計       | 格付有り     | 格付無し      | 合 計       |
| 0%              | —          | 353,800   | 353,800   | —        | 335,333   | 335,333   |
| 10%             | —          | 27        | 27        | —        | 47        | 47        |
| 20%             | 2,102      | 669,723   | 671,825   | 2,402    | 735,428   | 737,830   |
| 35%             | —          | 324,420   | 324,420   | —        | 306,522   | 306,522   |
| 50%             | 2,202      | 48        | 2,251     | 2,502    | 39        | 2,542     |
| 75%             | —          | 988,652   | 988,652   | —        | 1,044,072 | 1,044,072 |
| 100%            | —          | 42,862    | 42,862    | —        | 38,352    | 38,352    |
| 150%            | —          | 469       | 469       | —        | 227       | 227       |
| 200%            | —          | —         | —         | —        | —         | —         |
| 250%            | —          | 2,516     | 2,516     | —        | 2,048     | 2,048     |
| 1250%           | —          | —         | —         | —        | —         | —         |
| その他             | —          | —         | —         | —        | —         | —         |
| 合 計             | 4,304      | 2,382,520 | 2,386,825 | 4,904    | 2,462,073 | 2,466,978 |

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「信用リスク管理方針」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に企画委員会で協議・確認し、常務会および理事会に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

### ・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

### ・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

### ・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

## リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| 信用リスク削減手法<br>ポートフォリオ    | 適格金融資産担保 |          | 保 証      |          | クレジット・デリバティブ |          |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|--------------|----------|
|                         | 2019 年度末 | 2020 年度末 | 2019 年度末 | 2020 年度末 | 2019 年度末     | 2020 年度末 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 72,814   | 75,088   | —        | —        | —            | —        |
| ソブリン向け                  | —        | —        | —        | —        | —            | —        |
| 金融機関向け                  | —        | —        | —        | —        | —            | —        |
| 事業法人等向け                 | 5        | 89       | —        | —        | —            | —        |
| 中小企業等・個人向け              | 72,809   | 74,998   | —        | —        | —            | —        |
| 抵当権付住宅ローン               | —        | —        | —        | —        | —            | —        |
| 不動産取得等事業向け              | —        | —        | —        | —        | —            | —        |
| 延滞                      | —        | —        | —        | —        | —            | —        |

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、告示で定められた条件を確実に満たす自金庫預金としており、融資規程に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、

適用にあたっては、簡便手法を用いています。「保証」については、告示で定められた条件を確実に満たす地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を用いています。

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

## 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、証券化エクスポージャーは保有しておらず、オリジネーターの場合および投資家の場合のいずれにおいても取扱いはありません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### (1) 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

|             | 2019 年度末 |     | 2020 年度末 |     |
|-------------|----------|-----|----------|-----|
|             | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上 場 株 式 等   | —        | —   | —        | —   |
| 非 上 場 株 式 等 | 329      | —   | 329      | —   |
| そ の 他       | 10,600   | —   | 10,600   | —   |
| 合 計         | 10,929   | —   | 10,929   | —   |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。  
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

### (2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

|       | 2019 年度 | 2020 年度 |
|-------|---------|---------|
| 売 却 益 | —       | —       |
| 売 却 損 | —       | —       |
| 償 却   | —       | —       |

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2020年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

### (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

2020年度末において、出資等エクスポージャーに係る評価損益はありません。

#### 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

その他有価証券の株式については、「資金運用基準細則」で保有総数、取得基準、個別保有限度額について、「リスク管理細則」でリスクの評価・モニタリング・報告

方法等について定めております。

会計処理については、当金庫の「有価証券等管理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めております。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

2020年度末において、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは保有しておりません。

## 金利リスクに関する事項

### (1) 金利リスク量

(単位：百万円)

|     | 2019 年度末 | 2020 年度末 |
|-----|----------|----------|
| VaR | 20,598   | 10,016   |

### (2) IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

| IRRBB1：金利リスク |         |         |        |        |       |
|--------------|---------|---------|--------|--------|-------|
| 項番           |         | イ       | ロ      | ハ      | ニ     |
|              |         | ΔEVE    |        | ΔNII   |       |
|              |         | 当期末     | 前期末    | 当期末    | 前期末   |
| 1            | 上方平行シフト | 47,631  | 40,692 | 1,930  | 1,546 |
| 2            | 下方平行シフト | 0       | 0      | 974    | 956   |
| 3            | スティープ化  | 21,048  | 23,191 |        |       |
| 4            | フラット化   | 0       | 0      |        |       |
| 5            | 短期金利上昇  | 9,368   | 7,256  |        |       |
| 6            | 短期金利低下  | 0       | 0      |        |       |
| 7            | 最大値     | 47,631  | 40,692 | 1,930  | 1,546 |
|              |         | ホ       |        | ヘ      |       |
|              |         | 当期末     |        | 前期末    |       |
| 8            | 自己資本の額  | 101,762 |        | 97,752 |       |

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成 31 年金融庁・厚生労働省告示第 1 号（2019 年 2 月 18 日）による改正を受け、2019 年 3 月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。
4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。

## 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、勤労者福祉金融機関としての社会的役割発揮を経営の基本理念に掲げ、預金としてお預かりした資金を勤労者の方々へご融資させていただくことを主要業務としております。

現在、貸出金につきましては残高ベースで担保付住宅ローンが約9割弱を占めております。これをリスク面からみますと、不良債権比率が低いこと、ほとんど機関保証が付されていることに加え、信用集中リスク顕在化の影響や特定業種への集中（注）もほとんど無いことから、信用リスクは極めて限定されているといえます。一方、預金に比べ融資の金利固定期間が長期に亘ることから、金利リスクは蓄積される傾向にあります。

このため当金庫では、将来に亘って安定した収益を確保していくうえで金利リスクの管理が極めて重要であるとの認識の下、統合的なリスク管理によりリスクの適正コントロールに努めております。

リスク管理方法の概要は次のとおりです。

### ①リスクの評価・モニタリング

有価証券については日次ベースで、その他預貸金を含めた金利感性のあ

る資産・負債については月次ベースで、VaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク計測を実施し、資本配賦による限度額管理を行っております。なお、有価証券については別途、BPVでも限度額管理を行っております。加えて、IRBBBはΔEVEおよびΔNIIを月次ベースで計測しています。

### ②リスクのコントロール

上記の計測・試算結果およびリスク削減等必要な対応については、定期的に企画委員会で協議のうえ、常務会および理事会で確認しております。

（注）信用集中リスクとは、大口貸出上位20先のうち、債務者区分が要管理先以下の債務者に対する債権において引当金・担保等で保全されていない金額が全額損失となった場合の自己資本比率への影響度合いをいい、2021年3月末現在における当金庫の影響度合いは0.01ポイント未満（リスクが顕在化した場合でも、自己資本比率への影響はほとんどない）となっています。また、当金庫の貸出金に占める個人向けの割合は2021年3月末現在で99.81%となっています。

## 金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は、以下のとおりです。

### （1）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2021年3月末における流動性預金全体の平均満期は5.143年です。

### （2）流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

（3）流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提  
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを用い、預金種別や顧客年代別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

### （4）貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

### （5）複数通貨の集計方法およびその前提

IRBBBについては保守的に通貨ごとに算出したΔEVEおよびΔNIIが正となる通貨のみを対象としています。

### （6）スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

### （7）内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

### （8）前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末のΔEVEは47,631百万円（前期末比+6,939百万円）となりました。また、当期末のΔNIIは1,930百万円（前期末比+383百万円）となりました。

### （9）計測値の解釈や重要性に関する説明

ΔEVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断します。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項は、以下のとおりです。

### （1）金利ショックに関する説明

当金庫では、VaRをリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

### （2）金利リスク計測の前提およびその意味

（特に定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点）

VaRは、保有期間120日、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで、分散共分散法により算出しています。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスクをオペレーショナル・リスクの対象とし、それぞれに管理担当部署を定め管理しています。

#### ①リスクの評価・モニタリング

各管理部署がリスク状況を常時把握し改善対応にあたるほか、総合的な管理部署である総合企画部が各リスク部門からの管理状況報告等を基にリスクの評価・分析を行い、企画委員会および業務委員会に報告し、評価結果、改善課題を確認しております。

なお、お客様への影響が大きい事案や経営に重大な影響をおよぼす事案等に関しては、各管理部署が総合企画部に速やかに報告する等、迅速・的確な対応が取れるよう態勢の構築に努めております。

#### ②改善対応

確認された改善課題に関しましては、担当部署が業務委員会での協議を踏まえ対応策を策定・実施しております。

なお、実施した対応策については業務委員会でも進捗状況、改善効果について評価し、理事会で必要な対応について確認しております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出し自己資本比率の算定を行っております。なお、当金庫では統合的なリスク管理態勢のもと、当該リスク相当額をオペレーショナル・リスク量とし、市場リスク等他のリスクと合わせた全体のリスク量が自己資本の一定の範囲内に収まるよう管理しています。